

鳥取県手話施策推進計画 < 期間: H27 ~ H35年度 >	神奈川県手話推進計画 < 期間: H28 ~ H32年度 >	群馬県手話施策実施計画 < 期間: H28 ~ H31年度 >
<p>1 計画の位置づけ、計画期間 (1) 計画の位置づけ (2) 計画期間</p> <p>2 計画の検討経過</p> <p>3 計画の理念</p> <p>4 施策の基本的な考え方 (1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進 (2) 手話を使いやすい環境整備</p> <p>5 施策推進イメージ</p> <p>6 手話施策推進方針 (1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進 ア 地域、職場等における手話の普及 イ 教育における手話の普及 ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信 (2) 手話を使いやすい環境整備 ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実 イ 聴覚障がい者相談事業の充実 ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進 エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出 オ ろう者が働きやすい環境づくり カ とっとりの手話の文化的発展</p> <p>7 数値目標 ・登録手話通訳者数 ・手話通訳者設置事業人役 ・手話通訳者派遣件数(団体派遣) ・手話講座等受講者数 ・手話等に対応できる職員が県職員(行政職員)に占める割合 ・学校における手話の取組の実施率</p> <p>8 鳥取県手話施策推進協議会委員名簿</p>	<p>第1章 計画の概要</p> <p>1 計画策定の趣旨・背景</p> <p>2 計画が目指すもの</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 手話をとりまく現状 (1) 神奈川県の聴覚障害者の数 (2) 聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況 (3) 学校での手話教育 (4) 聴覚障害者に対する総合的な支援 (5) 神奈川県の手話通訳者 (6) 神奈川県の盲ろう者通訳・介助員 (7) ろう者以外の人たちの手話</p> <p>5 施策の考え方 (1) 手話の普及 (2) 手話に関する教育及び学習の振興 (3) 手話を使用しやすい環境の整備</p> <p>第2章 施策の展開</p> <p>1 手話の普及 (1) 手話への理解促進 【施策1: 県民への手話の講習等を拡充し、手話に対する理解を深めます】 (2) 手話の普及推進 【施策2: 各種広報を充実し、手話の普及啓発を進めます】 【施策3: イベント等を活用して、手話の普及等を進めます】</p> <p>2 手話に関する教育及び学習の振興 (1) 学校で手話を学ぶ機会等の充実 【施策4: 児童・生徒の手話の学びを充実します】 【施策5: 教員向けの手話研修を充実します】 (2) 手話を学習するしくみづくり 【施策6: 手話を学ぶためのしくみを充実します】</p> <p>3 手話を使用しやすい環境の整備 (1) 手話を使用する機会の充実 【施策7: 日常生活において手話を使用できる機会の充実に努めます】 【施策8: 非常時に、手話で意思疎通できる環境の整備を促進します】 (2) 手話通訳の充実等 【施策9: 手話通訳者の計画的な養成等に努めます】 【施策10: 手話通訳者が派遣される機会等を拡充します】</p> <p>第3章 推進体制</p> <p>1 神奈川県手話言語普及推進協議会</p> <p>2 手話言語推進会議</p> <p>3 市町村や事業者等との連携・協力</p> <p>・用語解説 ・「神奈川県手話推進計画」策定の経緯 ・神奈川県手話言語条例</p>	<p>第1章 総論</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 計画の期間</p> <p>第2章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 基本方針 (1) 手話の環境整備 (2) 手話の社会啓発 (3) 手話の教育環境の整備</p> <p>3 施策体系</p> <p>第3章 施策の展開</p> <p>1 手話の環境整備 (1) 手話を学ぶ機会の確保 (2) 手話を用いた情報発信 (3) 手話通訳者等の派遣体制の整備</p> <p>2 手話の社会啓発 (1) 県民への手話の普及・啓発 (2) 事業者への手話の普及・啓発 (3) 手話に関する調査研究への支援</p> <p>3 手話の教育環境の整備 (1) 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備 (2) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援 (3) ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修の充実</p> <p>第4章 資料編</p> <p>1 群馬県における聴覚障害者の数</p> <p>2 群馬県における登録手話通訳者の数</p> <p>3 群馬県における手話通訳者養成指導者(講師)の数</p> <p>4 群馬県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数</p> <p>5 計画策定の経過</p> <p>6 群馬県手話施策推進協議会委員名簿</p>

各県の手話計画の比較

鳥取県(計画策定:H28.3月) 鳥取県手話施策推進計画<計画期間:H27~H35年度>	神奈川県(計画策定:H28.3月) 神奈川県手話推進計画<計画期間:H28~H32年度>	群馬県(H28.8月現在、パブコメ中) 群馬県手話施策実施計画(案)<計画期間:H28~H31年度>
<p>0 はじめに</p> <p>1 計画の位置づけ、計画期間 1-1 計画の位置づけ 1-2 計画期間</p> <p>2 計画の検討経過</p> <p>3 計画の理念</p> <p>4 施策の基本的な考え方 4-1 手話の普及、ろう者に対する理解促進 4-2 手話を使いやすい環境整備</p> <p>5 施策推進イメージ</p> <p>6 手話施策推進方針 6-1 手話の普及、ろう者に対する理解促進 ア 地域、職場等における手話の普及 イ 教育における手話の普及 ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信 6-2 手話を使いやすい環境整備 ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実 イ 聴覚障がい者相談事業の充実 ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進 エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出 オ ろう者が働きやすい環境づくり カ とっどりの手話の文化的発展</p> <p>7 数値目標 ・登録手話通訳者数 ・手話通訳者設置事業人役 ・手話通訳者派遣件数 ・手話講座等受講者数 ・手話等で対応できる職員が県職員(行政職員)に占める割合 ・学校における手話の取組の実施率</p> <p>8 鳥取県手話施策推進協議会委員名簿</p>	<p>0 (知事序文)</p> <p>第1章 計画の概要 1 計画策定の趣旨・背景 2 計画が目指すもの 3 計画の期間 4 手話をとりまく現状 (1) 神奈川県の聴覚障害者の数 (2) 聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況 (3) 学校での手話教育 (4) 聴覚障害者に対する総合的な支援 (5) 神奈川県の手話通訳者 (6) 神奈川県の盲ろう者通訳・介助員 (7) ろう者以外の人たちの手話 5 施策の考え方 (1) 手話の普及 (2) 手話に関する教育及び学習の振興 (3) 手話を使用しやすい環境の整備</p> <p>第2章 施策の展開 1 手話の普及 [課題] (1) 手話への理解促進 【施策1:県民への手話の講習等を拡充し、手話に対する理解を深めます】 ・手話講習会の実施 (2) 手話の普及推進 【施策2:各種広報を充実し、手話の普及啓発を進めます】 ・手話に関する広報の実施 【施策3:イベント等を活用して、手話の普及等を進めます】 ・手話イベントの開催</p> <p>2 手話に関する教育及び学習の振興 [課題] (1) 学校で手話を学ぶ機会等の充実 【施策4:児童・生徒の手話の学びを充実します】 ・手話教材 【施策5:教員向けの手話研修を充実します】 ・教員向け手話研修 (2) 手話を学習するしくみづくり 【施策6:手話を学ぶためのしくみを充実します】 ・冊子の作成、動画の作成、手話講習等の情報提供</p> <p>3 手話を使用しやすい環境の整備 [課題] (1) 手話を使用する機会の充実 【施策7:日常生活において手話を使用できる機会の充実に努めます】 ・県庁全所属で基本的な手話対応 ・民間事業者等 手話講習会 【施策8:非常時に、手話で意思疎通できる環境の整備を促進します】 ・非常時対応検討 (2) 手話通訳の充実等 【施策9:手話通訳者の計画的な養成等に努めます】 ・手話通訳者の養成者数 ・要約筆記者の養成者数 ・盲ろう者通訳・介助員の養成者数 【施策10:手話通訳者が派遣される機会等を拡充します】 ・県事業 ・市町村、民間等</p> <p><手話推進計画に係る施策の展開について(全体図)> 「大柱」~「中柱」~「5年後の神奈川県の姿」~「施策の展開」</p> <p>第3章 推進体制 1 神奈川県手話言語普及推進協議会 2 手話言語推進会議 3 市町村や事業者等との連携・協力</p> <p>用語解説 「神奈川県手話推進計画」策定の経緯</p>	<p>第1章 総論 1 計画策定の背景 2 計画の位置付け 3 計画期間</p> <p>第2章 計画の基本的な考え方 1 基本理念 2 基本方針 (1) 手話の環境整備 (2) 手話の社会啓発 (3) 手話の教育環境の整備 3 施策体系</p> <p>第3章 施策の展開 1 手話の環境整備 (1) 手話を学ぶ機会の確保 (2) 手話を用いた情報発信 (3) 手話通訳者等の派遣体制の整備 2 手話の社会啓発 (1) 県民への手話の普及・啓発 (2) 事業者への手話の普及・啓発 (3) 手話に関する調査研究への支援 3 手話の教育環境の整備 (1) 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備 (2) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援 (3) ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修の充実</p> <p><実施施策> <新規実施施策(H28~)> <予定施策>を記載</p> <p>第4章 資料編 1 群馬県における聴覚障害者の数 2 群馬県における登録手話通訳者の数 3 群馬県における手話通訳者養成指導者(講師)の数 4 群馬県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数 5 計画策定の経緯 6 群馬県手話施策推進協議会委員名簿</p>

	鳥取県	神奈川県	群馬県
序文			
計画の背景			
計画の位置付け			
計画の期間			
基本理念			
基本的な考え方、基本方針			
施策推進イメージ、施策体系			
計画の検討経緯			
現状			
数値目標			